

## 〇つくば市議会議会報告会実施要項

最終改正 令和2年9月25日

(趣旨)

**第1条** この要項は、つくば市議会基本条例(平成27年つくば市条例第1号)第12条の規定に基づき、つくば市議会議会報告会(以下「報告会」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施回数及び時期)

**第2条** 報告会は、毎年1回以上開催とする。

2 2回目以降開催する場合には、広報広聴委員会(以下「委員会」という。)で協議の上、決定する。

(報告内容)

**第3条** 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定例会及び臨時会の概要報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議長が必要と認める事項

(開催単位)

**第4条** 報告会の日程、会場及び班編成については、委員会で協議の上、決定する。

(報告会での役割)

**第5条** 報告会における責任者、司会者、報告者(報告者については、各常任委員会で協議の上、決定する。)、記録者及び受付者は、委員会で協議の上、決定する。

(周知)

**第6条** 市民への周知を図るため、開催日時及び会場を、市広報紙、議会報、議会ホームページ、区会回覧、ポスター等により広報する。

(報告会の内容)

**第7条** 報告会は、2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会挨拶
- (2) 出席議員紹介
- (3) 議会報告 常任委員会ごとに報告
- (4) 質疑応答 答弁者は、司会者が指名
- (5) 意見交換 答弁者は、司会者が指名

(6) 閉会挨拶

2 報告会は、議会が主催し、合議機関で決定したことを報告する場であり、個人又は党派としての見解を述べる場ではない。ただし、個人の意見を求められた場合には、容認することとする。原則は、議会の構成員としての良識ある言動を守ること。

(資料)

**第8条** 報告会での配布資料は、各会場とも共通の資料とする。なお、追加資料については必要に応じて準備するものとする。

(記録及び公表)

**第9条** 報告会の記録は、報告会終了後速やかに、責任者が報告書を取りまとめ、議会ホームページに掲載するとともに、その概要を議会報に掲載するものとする。

(結果の処理)

**第10条** 報告会で出された要望等の対応については、委員会で協議の上、必要に対応を行うものとする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年11月30日から施行する。